

2025.2.3開催の説明会の質疑応答

No	資料ページ	質問	回答
1	配付資料P.66	現場提示書類の事前確認サービスについて 検査希望日7日前に完了申請提出書類と一緒に現場提示書類を出せば、事前に確認して不足分をお知らせいただけるサービスという意味合いでよろしいですか？	そのとおりです。 (補足) 電子申請による申請で、「現場提示書類の事前確認サービス」を希望する場合があります。
2	配付資料 (手数料) 別添1	費用に関しての資料で、仮使用認定の費用と完了検査の項目に仮使用物件(30,000円)とありますが、こちらは両方の費用がかかるという意味でしょうか？	そのとおりです。
3	配付資料 (手数料) 別添2	省エネ適判料金について 他の審査機関のような「計算対象設備を有しない建築物の場合」等の場合、減額は無いのでしょうか？	申し訳ございませんが、そのようなケースの減額は検討しておりません。
4	(葉っぱマーク) 省エネ基準適合義務制度 の解説P.6上	200㎡以下の平家の省エネ部分は今までと同じでしょうか？	今までの「説明義務制度」は、2025.4月以降廃止され、2025.4.1以降着工から「省エネ基準適合義務の対象」に変更となります。 2025.4.1以降に着工するすべての建築物(適用除外を除く)は、省エネ基準への適合が義務付けられます。新3号物件は、省エネ基準の審査・検査は省略されますが、完了検査時に省エネ基準への適合に疑義が生じる場合は、検査員は工事監理者へヒアリング等を行う可能性も想定されますので、違反建築物とならないよう、設計・工事監理・施工の際、ご注意ください。 また、新3号物件の場合でも、省エネ適判の申請ができます。
5	配付資料P.31, 32	省エネ適判の軽微な変更について 変更ルートBは、もし確認できる項目内で計算可能な場合は標準入力法の場合も使用可能ですか？ それともルートBは入力確認シートでチェックしたモデル入力法に限られますか？	配付資料P.31, 32は、「モデル建物法」で説明しております。なお、センターにご申請の場合は、モデル建物法に限られます。(標準入力法は、業務範囲外となります。) なお、「モデル建物法」→「標準入力法」への変更は、軽微変更該当しないため、再申請(再適判)が必要となります。
6	配付資料P.21 配付資料P.40(右上)	省エネ適判の省略ができる資料として「フラット3S」の適合証は含まれますか？ (同様のご質問が、複数ありました。)	含まれません。 確認審査時に添付できる省エネの通知書等の一覧は、資料P.21に掲げるNo.1～15のみとなります。
7	該当資料なし	省エネ適判には、UA値や削減率、BEIなども明記される評価書になるかと思いますが、その省エネ適判は補助金などに必要になる書類としてBELSみたいに使えるでしょうか？ 使えなければ、省エネ適判とBELSを両方取得する物件も多々ある事になりますが・・・	子育てグリーン住宅支援事業の詳細な制度の内容(令和7年2月7日掲載) 国交省サイトへ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001861512.pdf 上記資料P.34(別紙9)に、第三者機関による証明書(新築)の掲載があり、省エネ適判通知書は含まれておりませんでした。 なお、R7.2.7時点の情報ですので、今後情報が更新されるか、国交省サイトにて随時ご確認をお願いします。 また、県や市町村の補助に関する要件等は、すべて把握できておりませんので、ご担当課へお問い合わせください。
8	配付資料P.13	3/31以前に確認済交付・着工して、4月以降の完了申請書類は今まで通りの書類でいいですか？	そのとおりです。
9	配付資料P.47	写真のデータはUSBやCDでよろしいのでしょうか？	USBやCDの記録メディアのみは不可です。 データで提示する場合は、検査員が見やすいように、パソコンタブレットをご準備頂き、画面で確認できるように準備をお願いします。なお、スマホ等の小さな画面は、画像確認が困難となることが予想されるため、避けてください。 詳しくは、3月17日に説明会の際、ご案内いたします。
10	配付資料P.69	工事届について、今後もWEB申請画面での入力はせずExcelでの作成のみ対応でしょうか。	そのとおりです。 電子申請、紙申請に関わらず、センターホームページの様式集に掲載している「工事届：国で作成したエクセル様式」をご利用して作成してください。
11	配付資料P.10	新3号建築物のスケルトンリノベーションは確認申請不要ですか？	新3号の場合は、不要です。
12	(青いマニュアル本) 確認申請・審査マニュアルP.147	金物が申請時と別なものとなったとき軽微でしょうか？	変更前後とも、壁量基準の範囲で壁量が減少、壁倍率が小さくなる場合でも、仕様基準の場合、接合金物の材料の変更は、軽微変更として扱います。 ただし、建築物全体での構造計算を伴う変更の場合は、計画変更として扱います。
13	該当資料なし	許容応力度計算(電算結果)の計算書を提出の場合 性能評価の時に、各種検定について検定計算一覧表があれば計算詳細は不要と のことを言われたことがあるが確認申請も同様と考えてよろしいですか？	確認申請も同様に扱います。 代表部材に関しては詳細検定が必要ですが、その他部材は検定計算一覧表でま とめてください。

No	今後、センターに希望する説明会の内容	回 答
1	引き続き様々な説明会をよろしく願います。	様々なご意見を頂きまして、ありがとうございます。 来年度以降も継続したサポートをさせて頂きたいと思いますが、直近で、以下の説明会を開催いたしますので、ぜひご参加願います。
2	今後また同様な内容で説明会の開催があればお知らせください。	
3	今後も実務的な研修会などを希望します。	
4	より詳細な情報を得る事ができ、大変わかりやすい説明でした。	
5	現場監理者用講習会（必要写真、保存書類・完了検査の流れ・提出書類の説明会）	3月17日（月）午後、説明会を開催いたします。 ※参加申し込みは、センターホームページから 《内容（予定）》 ・4月以降の変更様式、サービスの変更等の説明 ・申請時に必要なもの ・現場提示書類のまとめ方 ※3/17は、時間の都合上、新2号戸建住宅の新築を想定し、説明します。 増築やリフォームに関しては、4月以降の開催を検討いたします。
6	現場管理者にむけて、完了検査書類についての説明会をしていただきたいです。	
7	完了検査時の書類、写真についてもっと詳しくお聞きしたいです。	
8	リフォームの場合の申請の出し方について 大規模修繕・模様替の申請に関しての必要書類（特に完了検査のとき）、過半を超える主要構造部分etc、写真での例はあるが、例えば、面積変更で3号になる建物は3号で考えるのか？元々2号だから2号で考えるのか？	